

気象観測装置耐震固定業務
仕様書

令和6年8月
福島県

第1条（目的）

本仕様書は、福島県（以下「甲」という。）がこれを受託する者（以下「乙」という。）に委託する、測定機器等を「放射線監視等交付金事業 モニタリングに係る設備機器の耐震安全性に関するガイドライン」（原子力規制庁監視情報課放射線環境対策室 平成28年7月）に基づき「建築設備設計・施工指針2014年版」（一般財団法人 日本建築センター）に定める耐震クラスSを満たすために実施する気象観測装置耐震固定業務（以下「本業務」という。）について、その仕様を定めたものである。

第2条（業務範囲）

本業務において、乙は以下の業務を実施すること。

- 1 測定機器の搬出
- 2 測定機器の据付
- 3 測定機器の動作確認

第3条（実施場所）

乙が本業務を実施する場所は以下のとおりとする。

No	名称	住所	区域
1	下桶売局	いわき市川前町下桶売字久保田122-3	-
2	川前局	いわき市川前町川前荷付場1-1	-
3	南津島局	浪江町大字南津島字下冷田137-1	帰還困難区域
4	横川ダム局	南相馬市原町区馬場字滝76-1	-

第4条（用語の意味）

本仕様書において、「指示」、「承認」及び「協議」とは、次の定義による。

- 1 指示とは、甲が乙に対し、作業内容、作業計画等を示すことをいう。
- 2 承認とは、乙の申請に対し、甲が了解することをいう。
- 3 協議とは、甲と乙が合議することをいう。
- 4 指示、承認及び協議は、原則として書面によりこれを行う。

第5条（履行期限）

本業務の履行期限は、令和7年3月28日（金）とする。

第6条（主任技術者の選任）

乙は、技術上の管理者としての主任技術者を定め、現地で監督させるものとする。

第7条（保証）

- 1 本仕様書の使用範囲の保証期間は、検収日から1年間とする。
この期間内に、通常の使用状態で発生した故障、破損、性能低下その他の欠陥事項については、乙の責任において無償で速やかに取り替え、復旧修理等必要な対策を講じるものとする。
ただし、故障等の原因が次の項目に該当する場合は保証外とする。

- (1) 天災地変による場合
 - (2) その他、双方協議により認められた場合
- 2 次に定める事項に要する費用は、乙の負担とする。
- (1) 本業務により、局舎等において変質、消耗、破損した物品等の復旧に要する費用
 - (2) 本業務に際して、第三者に与えた損害の補償、修理等に要する費用。
- なお、この事態が生じた場合は、速やかにその旨を報告するものとする。

第8条（提出書類）

乙は、本業務に係る契約書及び次に掲げる書類を甲に提出し、甲の承認を受けるものとする。

- | | | | | |
|---|--------------------------|-------------|------|----|
| 1 | 委託業務着手届 | | | |
| | 提出期日 | 契約締結後14日以内 | 提出部数 | 2部 |
| 2 | 委託業務工程表 | | | |
| | 提出期日 | 契約締結後14日以内 | 提出部数 | 2部 |
| 3 | 連絡組織体制表 | | | |
| | 提出期日 | 契約締結後14日以内 | 提出部数 | 2部 |
| 4 | 主任技術者選任届 | | | |
| | 提出期日 | 契約締結後14日以内 | 提出部数 | 2部 |
| 5 | 現地試験成績書 | | | |
| | 提出期日 | 現地試験終了後7日以内 | 提出部数 | 2部 |
| 6 | 委託業務報告書（写真、その他必要なものを含む。） | | | |
| | 提出期日 | 履行期限日 | 提出部数 | 2部 |
| 7 | 委託業務完了届 | | | |
| | 提出期日 | 履行期限日 | 提出部数 | 2部 |
| 8 | 打合議事録 | | | |
| | 提出期日 | 打合せ後7日以内 | 提出部数 | 2部 |
| 9 | その他 | | | |

- (1) 本業務に関することで、甲が必要と認め指示するものについては、これを随時提出することとする。
- (2) 第1項から第8項に定めた書類の他、本業務に関係して発生した事象についての書類は、これを随時提出することとする。
- (3) 乙が提出した書類を甲が審査し、不適と判断した場合には、乙は当該書類を速やかに再提出することとする。

第9条（作業実施上の注意）

- 1 本業務の実施にあたっては、本仕様書に基づき誠実に作業を遂行するとともに、事故発生を未然に防ぐため、安全具の装着、作業者に対する安全教育、資格が必要な作業等に関する資格者の指揮監督による実施、機器等の紛失防止及び作業場所への立入禁止等の措置等、常に作業安全の確保に細心の注意を払い、万全を期するものとする。
- 2 帰還困難区域での業務にあたっては、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン（厚生労働省制定）」に準じてこれを実施すること。

第10条（監督官庁等への手続き）

本業務に際して必要となる監督官庁等への許認可及び届出並びに申し込み等については、甲の指示に従い乙が書類及び資料を作成し、手続きを行うこと。

第11条（費用の負担）

本業務に必要な部品、消耗品、技術料及び交通費等については乙の負担とする。

第12条（機器の停止）

本業務を実施するにあたり、測定機器を停止させる必要がある場合は、甲の指示に従ってこれを実施し、作業終了後には通常の運用状態に復帰させること。

当該作業は能率的に行うこととし、測定機器が機能を停止している時間は最小限とすること。

第13条（作業時間）

本業務の作業時間は、原則として甲の勤務時間である平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。やむを得ずこれ以外の時間帯に作業を実施する場合には、予め甲に報告し、甲の指示により実施するものとする。

第14条（打合せ）

本業務を実施するにあたり、甲と乙は工程及び作業手順等について打合せを行うものとする。その他、甲が必要と認めるものについては、適宜打合せを行うものとする。

第15条（疑義事項等の協議）

本仕様書に明示されていない事項または記載事項の疑義については、その都度協議を行うこととし、乙の一方的な解釈によって処理してはならないものとする。万が一、乙がこれらの事項について一方的に解釈し処理した結果、本業務に不都合を生じた場合には、乙は乙の負担においてこれを速やかに改めるものとする。

第16条（特記事項）

- 1 乙は、本仕様書およびシステムの設計の実施にあたって、知り得た甲の業務上の機密を外部に漏らしたり、または他の目的に利用したりしないものとする。
- 2 システムの構築に際して、特許権、著作権その他第三者の権利の対象となっている製造方法あるいは意匠等を使用する場合、乙はこれらの権利使用に関する一切の責任を負うものとする。
- 3 本仕様書及び関係図書に指示または記載のない事項であっても、本システムを構成する機器の稼働、機能上ならびに本システムの運用上、必要と認められるものについては、すべて実装し、機器の機能条件を十分に満足させるものとする。
- 4 作業の実施にあたって本仕様書に基づき、誠実に作業を遂行するとともに、常に安全の確保に細心の注意を払うものとする。
- 5 機器の搬入、据付等に伴い発生した機器及び建物等の損傷については、甲に報告す

るとともに、乙の負担で速やかに復旧させるものとする。

- 6 本業務の実施にあたって、その一部を下請けまたは委託を行う場合には、事前に甲に報告し、承認を受けるものとする。
- 7 本業務の実施にあたって、既存機能への影響が発生しないよう十分に留意するものとする。

第17条（業務仕様）

本業務の仕様は次に掲げるとおりとする。

1 測定機器の搬出

乙は、現局舎に設置している測定機器（別表1）について、甲が別途発注する局舎内耐震化改修業務の作業実施前に取り外すこと。

また、別表1に記載されていないものであっても、測定機器が正常に動作する上で必要なケーブル類等も必要に応じて取り外すこととし、再設置の際に流用できない場合、乙は新規に調達すること。なお、測定機器を再設置するまでの間の保管場所及び再設置場所の詳細については、甲の指示により決定するものとする。

2 測定機器等の据付

乙は、測定機器を再設置するにあたり、「建築設備設計・施行指針」（一般財団法人日本建築センター）に記載されている耐震クラスSを満たすこと。

1 kN（約100 kg）以下の機器については、「モニタリングに係る設備機器の耐震安全性に関するガイドライン」（原子力規制庁）に従って固定すること。

3 測定機器等の動作確認

乙は、測定機器等の再設置にあたり、据付及び調整を実施した上で稼働試験を実施し、正常に稼働していることを確認すること。

第18条（留意事項）

- 1 本仕様書は、本業務に関する基本的事項を記載したものであり、本仕様書及び関係図書に指示または記載のない事項であっても、測定機器等の稼働、機能上並びに測定機器等の運用上必要と認められるものについては、すべて実装し、機器の機能条件を十分に満足させるものとする。
- 2 本業務の実施時期等については、甲が別途発注する委託業務と密接に関連することから、甲及び他業者との事前打合せを十分に行い、本業務及び他業者が実施する業務に支障が生じないように留意すること。
- 3 本業務の実施により発生した機器及び建物等の損傷については、直ちに甲に報告するとともに、乙の負担により速やかに復旧させること。
- 4 測定データの伝送機器による伝送に係る影響等について、測定機器保守管理業者等と事前に十分な協議を行うこと。
- 5 本委託業務の実施にあたり、その一部について下請け又は委託を行う場合には、事前に報告すること。

第19条（完成検査）

乙は、本業務が完了したときは、速やかに甲が実施する完成検査を受検すること。項目は以下に示すとおりとし、当該検査に要する経費は乙が負担すること。ただし、甲の

旅費についてはこの限りではない。

また、各検査の結果、不合格となった場合には、乙の負担により速やかに改修し、再度検査を受けること。

1 完成検査

(1) 書類検査

(2) 員数検査

(3) 外観及び設置状況検査

2 引渡し

完成検査の合格後、乙からの提出書類をもって検収とし、引渡しとする。

別表 1 測定機器等一覧表

No.	名称	数量	設置場所
1	気象変換器	1台	局舎内 *1
2	無停電電源装置	1台	局舎内 *1
3	信号ケーブル	1式	局舎内 *1
4	電源ケーブル	1式	局舎内 *1

*1 テレメータ用計器架内に設置すること。